

ひと 男女が織り成す 笑みのまち

10月 は『男女共同参画推進月間』です

男女共同参画社会って？

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に共に参画し、共に責任を分かち合うことができる社会です。その実現のためには、私たち一人ひとりの取り組みが大切です。

「当たり前」を 見つめ直してみよう

男女が個人として尊重され、自らの意思によって、あらゆる活動に参加することができる社会を実現するためには、まず、一人ひとりが、男女共同参画についての認識を持ち、理解を深め、お互いを尊重しあう意識が必要で

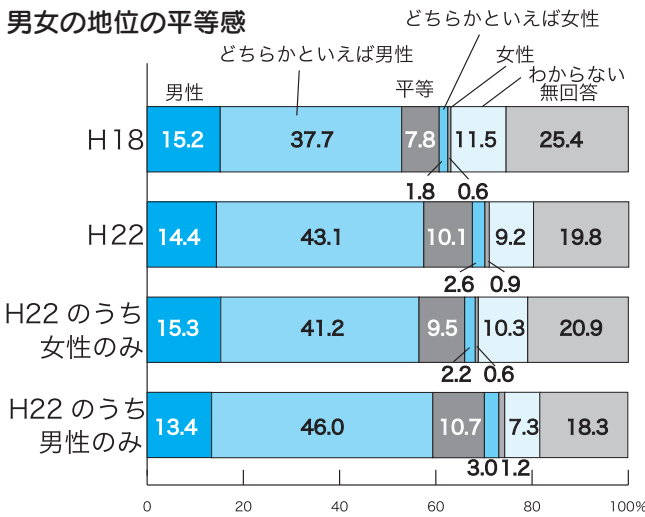
また、男女があらゆる分野で自らの能力を発揮するため、参画可能な基盤整備、個性や能力を活かして活躍することができ

る環境整備も大切です。そのためにも、まず、一人ひとりが当たり前だと思っていることを、見つめ直してみましよう。

みんな、どう思っている？

市で行った平成22年度の市民

男女の地位の平等感



アンケートによると、平成18年度調査に比べて、「平等」と答えた人の割合は、7.8%から10.1%に増えているものの、「男性のほうが優遇されている」と「どちらかといえば女性」の割合は、

「どちらかといえば男性」の割合は、52.9%から57.5%となり、増加している状況です。（左上グラフ参照）

すべての人が、性別にとらわれずに、自分の意思で生き方を選択し、社会に参画できるようにしていくことは、私たち市民の願いです。しかし、家庭や職場、地域の中で、性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しています。

このような状況の中で、一人ひとりが、互いにその人格を尊重し、責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を発揮できるまちづくりを進めるため、「長門市男女共同参画推進条例」を制定し、毎年10月を男女共同参画推進月間と定めています。

この機会に、私たちのまわりにある男女のパートナーシップについて考えてみましょう。



企画政策課 大下 将史

男女共同参画社会では…

- 家庭では** 男女が対等なパートナーとして助け合い、家事・育児・介護などを担う。
- 職場では** 男女とも、個性と能力を発揮できる機会が均等に確保され、仕事と家庭や地域活動との両立ができる。
- 地域では** 男女が共に地域活動に積極的に参画し、互いに支え合う地域づくりが進められる。

男女共同参画社会の 実現のために

市では、平成19年8月に「ながと男女共同参画計画」を策定し、長門市男女共同参画推進条例の制定や、男女共同参画フォーラムなどの活動団体と連携した講演会を実施するなど、男女共同参画社会の実現に向け、市民、学校、企業、地域と連携した取り組みを行いました。

平成23年度をもって第1次の計画期間が終了するにあたり、これまでの取り組みの検証を行い、「ながと男女共同参画計画（第2次）」を策定しました。

この第2次計画では、長門市男女共同参画推進条例の基本理



念に基づき、少子・高齢化の進展やライフスタイルの多様ななど社会環境の変化を考慮して基本目標を見直すとともに、市の基幹産業である農林水産業及び自治会などの地域活動の場における男女共同参画の促進を、重点的に推進すべき事項としています。

第2次計画は、長門市男女共同参画推進条例の基本理念のつとめ、次の6つを計画の基本目標とし施策を体系づけていきます。

① 人権尊重と男女共同参画の意識の定着

男女共同参画社会を実現するためには、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を持つことが不可欠です。性別による固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校をはじめ、家庭や地域などの様々な場において、男女平等を進める教育や学習の実践を図ります。

② 女性の社会参画への支援と方針・政策決定過程への女性参画
人口減少や少子・高齢化の進

展など環境の変化に対応するため、多様な考え方を生かすことへの男女共同参画が重要です。このため、女性があらゆる分野で主体的な存在として能力が発揮できるよう支援するとともに、あらゆる分野における方針や政策決定過程への女性参画を拡大するために取り組みを進めます。

③ 仕事と生活の調和を図る環境整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められるなか、性別にとらわれず、平等な関係のもとで多様な生き方を選択し、仕事や子育て、介護を無理なく両立できる環境整備に取り組んでいきます。

④ 農林水産業における男女共同参画の促進

農林水産業において、女性は、生産と生活の両面で重要な役割を果たしています。固定的役割分担意識は根強く、共同参画は十分とはいえません。

このため、男女共同参画意識の醸成し、この分野での女性の参画を推進します。

⑤ 地域活動への男女共同参画の

促進

男女は、家庭の中で生活するだけでなく、地域活動やPTA活動、ボランティア活動などにも、様々な形で関わっています。そのような場でも、まだまだ共同参画は十分には実現されていません。そのために、市民団体と協働した参画推進に取り組みます。

⑥ 男女間のあらゆる暴力の根絶

セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス（DV）などを根絶するための周知や、相談窓口の充実など、男女間の暴力を容認しない社会の実現を目指します。

この計画の期間は平成28年度までの5年間とし、この計画を実現するため、①市民、事業者、各種機関・団体等との連携、②庁内の推進体制強化、③国、県との連携を行い、積極的な事業展開を目指します。

なお、本計画については、市役所3階行政情報閲覧コーナーや市ホームページにて、完全版をご覧ください。また、完全版

【問い合わせ】

企画政策課 TEL 23・1229